

番号	分類	質問	回答
1	利用調整	0歳児の4月に入所希望ですが、例年中原区で「0歳児の4月」で全落ちになってしまう家庭はどれぐらいいるのでしょうか。	中原区の令和8年4月一次申請において、内定者の割合は、全クラス年齢で約8割、0歳児で約9割です。つまり、調整結果が保留（いわゆる全落ち）となる割合は1割となりました。 1歳児の内定率は約8割となっているなど、クラスやエリアにより状況が異なりますので、目安として参考にしてください。 また、認可保育所等については、市ホームページにこれまでの利用調整結果として、月ごとに、保育所ごとの申請数、内定数を公表していますので、参考にしてください。 なお、川崎市における待機児童数について、国が定める「待機児童数調査要領」に基づき算定した結果、令和8年4月1日時点で「0人」となっています（令和3年から6年連続）。なお、「待機児童」としてカウントされない、認可外を利用しながら空きを待っている等の「保留児童」は、育休関係での申請を除き、川崎市全体で652人です。
2	利用調整	4月について入園しやすい月はいつでしょうか。年度途中で入園する場合、倍率はどの程度でしょうか。	4月以降は、退園などにより受入人数が生じる可能性もありますが、例年は時間が経つにつれて受入人数が減少する傾向にあります。とくに秋以降は多くの保育園、クラス年齢で0人募集となりやすいです。
3	利用調整	保育園に関するひとり親の場合の具体的なポイントや支援などはどんなものがありますか？	優先度（調整指数）で加点があります。また、一定の所得以下の場合は、保育料の減免があります。

4	利用調整	過去の保育園利用調整結果を見ていると、申請数＞内定数なのに二次利用調整分で受け入れ可能児童数が出てくるのはなぜですか。	申請数は延べ人数となっています。内定数に含まれていない方が全員他園で内定になった場合、定員に達しなかったことになり、二次利用調整でも空きが生じる可能性があります。 また、一次利用調整の内定辞退や、一次利用調整後の退園者により、二次利用調整以降において、追加で募集を行うことがあります。
5	申請	現在市外に住んでいて、川崎市に転入予定です。転入前の入所申込にて、必要書類を教えてください。	引越し先や時期によって申請方法が異なりますので、詳細はお問い合わせください。下記は引越しの例とその場合の申請方法等です。 ①他自治体から川崎市へ利用希望日（令和9年4月1日）までに引越し 転入予定を確認できる書類（売買契約書等）がある場合は、一次利用調整から調整対象となり、川崎市在住者と同等の扱いとします。締切日までに川崎市の転入先区役所に直接申請してください。 転入予定を確認できる書類がない場合は、川崎市外在住者の扱いとなるため、二次利用調整からの調整対象となり、利用調整上は、川崎市在住者が優先となります。二次利用調整の締切日までに川崎市の転入先区役所に直接申請してください。 いずれも、転入後に改めて教育・保育給付認定（変更）申請書を転居先区役所児童家庭課に4月1日までに提出してください。 ②他自治体から川崎市へ利用希望日より後（令和9年4月2日以降）に引越し（川崎市外在住の扱い） 申請時点でお住まいの市区町村に、川崎市の書式で申請いただき、その市区町村から川崎市に協議する形となります。他自治体を通しての申請となるため、お住まいの市区町村にいつまでに提出すればよいかあらかじめご確認ください。なお、二次利用調整からの調整対象となり、利用調整上は川崎市在住者が優先となります。

6	申請	申し込みの時点でまだ予定日ではないのですが、申し込み可能ですか。	申し込み可能です。申請書には子どもの名前を「保護者氏名＋ベビー」として記入し、また母子手帳の保護者の名前と出産予定日がわかる欄を添付してください。出生後に、再度教育保育給付認定申請書をご提出ください。また、内定後は産明け児童となり、医療機関で診察を受け、所定の意見書を提出する必要があります。その際の診察料、文書料は保護者負担となります。
7	申請	・具体的な申し込みスケジュール（1次募集、二次募集）を知りたいです。 ・1次募集に受かったのち、二次募集でより志望度の高い園に再挑戦する、といったケースは可能ですか。	一次利用調整は先ほど説明した通りです。二次利用調整の日程に関しては、9月29日の利用案内で公表しました。 一次利用調整で内定した方が、その内定を辞退し、二次利用調整に申請することはできません。この場合、再度申請できるのは5月以降になります。
8	申請	申請書類に不備がないか、提出前に確認してもらえますか？	窓口の場合は、受付時に不備がないか確認します。郵送、オンラインの場合は、児童家庭課で確認でき次第、不備等をご案内します。
9	その他	昨年度からの変更点があれば教えてください。	説明資料の通り提出書類に変更があり、また、同ランク同指数となった場合の調整項目表において、これまであった収入実績の項目がなくなる予定です。詳しくは9月29日公表予定の利用案内にてご確認ください。